

1. 件 名：東北電力株式会社女川及び東通原子力発電所の平時の周辺住民への情報提供について

2. 日 時：令和4年6月1日 15:00～15:20

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁 緊急事案対策室

川崎企画調整官、澤村防災専門官、反町専門職

東北電力株式会社

本店 原子力部 課長 他2名

5. 要 旨

東北電力株式会社から、同社女川及び東通原子力発電所の原子力事業者防災業務計画に定める平常時の周辺住民への情報提供に係る実施状況について、資料1に基づき説明があった。

原子力規制庁より、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づき、平常時の周辺住民への情報提供に係る実施状況について確認を行ったところ、原子力事業者防災業務計画に定めている、①放射性物質及び放射線の特性、②原子力事業所の概要、③原子力災害とその特殊性、④原子力災害発生時における防災対策の内容、⑤原子力発電所の状況に応じた緊急事態の考え方について、以下を実施したとのことであった。

- ・ 訪問活動による情報提供
- ・ 発電所見学や視察による情報提供
- ・ 広報誌、ホームページによる情報提供
- ・ 報道機関への情報提供

また、原子力規制庁から以下の点を指摘し、東北電力の合意を得た。

- ・ 周辺住民に対する平常時の広報活動の重要性に鑑み、適切な時期に原子力規制庁へ当該実施状況を説明すること
- ・ 「原子力発電所の状況に応じた緊急事態の考え方」について、ホームページ以外の取組も検討すること

6. その他

配布資料

資料1：「平常時の広報活動」に係る活動の取り組み事例について